

専門家を活用した支援を受けた際に係る経費と 電力・ガス・燃料等に係る経費について最大20万円補助します!

現下の経済変動に対応するための

令和5年度 経営相談支援補助金

物価高騰などの経済変動により事業活動に影響を受けている区内中小企業が、事業再興にあたって、**専門家を活用した支援を受けた際の費用を最大10万円**補助します。加えて、同補助金を活用する事業者に対して、**電力・ガス・燃料等に係る経費を最大10万円**補助します。

1 対象となる方

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（※）及び個人事業主であって、**文京区内に事業所を有していること。**

※個別の法律に規定される法人であって、資本金等の額又は常時使用する従業員の数が中小企業と同規模の者を含む。（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等）

2 補助対象経費

① **令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間中**に支払った、経済変動に対応するための専門家活用に係る相談料、事務代行手数料

<補助対象となる取組>

- ◆ 事業再興に向けた事業計画、販促計画等の策定
- ◆ 各種補助金・給付金等の申請
(文京区が実施している補助金は除く)
- ◆ 事業再興やインボイス対応のための経営相談等

<活用できる専門家>

- ◆ 中小企業診断士
- ◆ 社会保険労務士
- ◆ 公認会計士
- ◆ 行政書士
- ◆ 税理士
- ◆ 民間コンサルタント等

② **令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間中**に支払った、電力・ガス・ガソリン・灯油等に係る経費(①の補助金を活用した場合に限る)

<ご注意ください>

既に他の補助金の補助対象となった月の経費に関しては、**対象外**となります。

(例) 文京区がんばるお店キャンペーンで令和5年4・5月分の電力・ガスの経費を申請

→ 経営相談支援補助金では令和5年4・5月分を申請することはできません。補助対象期間内の別の月分をご申請ください。

3 補助額

補助限度額 下記①②合計で **20万円**

① 経営相談等に係る費用であって、上限10万円（税込金額）まで

② 電力・ガス・燃料等に係る費用の **50%** であって、上限10万円（税込金額）まで

※ 1事業者につき1回まで（令和5年度内に既にご申請いただいた方は、ご利用できません。）

4 申請書類

① 補助金交付申請書兼請求書

② 支払金口座振替依頼書

③ 経費の支出を証明する領収書等の **写し**

・経営相談等に係る領収書の写し

・電力、ガス、ガソリン、灯油等に係る領収書の写しなど

④ 補助対象事業の内容を確認することができる成果物

事業計画書、補助金申請書等の写し、専門家が作成した議事録・報告書、相談内で使用した資料等

⑤ 提出書類等確認票（チェックリスト）

⑥ 振込口座の通帳の写し

※ 記入の際は記入例をご参照ください。

※ 補助金交付申請書兼請求書の「4 誓約事項」の内容を必ずご確認ください。

申請書類の様式は、右上のQRコード（文京区ホームページ）からダウンロードしてご使用ください

▽ 詳細
（区ホームページ）



5 申請期限及び方法

◆ 申請期間（当日消印有効）

令和5年（2023年）6月26日（月）～令和6年（2024年）3月31日（日）

※ 申請期間内であっても予算額に達した場合は、受付終了となる可能性があります。

◆ 申請方法

郵送により申請書類を提出してください。 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【宛先】 〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区経済課 経営相談支援補助金 担当

お問い合わせ先：文京区経済課産業振興係 ☎03-5803-1173（平日8:30～17:15）

6 注意事項

◆ 対象経費は、文京区内に所在する事業所等において発生したものに限り、他市区町村に所在する事業所等で発生した経費は対象にはなりません。

◆ 顧問契約に基づく相談は対象外となります。

◆ 外部の専門家を活用した場合に補助対象となります。（申請者と専門家が同一人になる場合等は対象外です。）